

はごもつともであります。しかし、だとすると単独でやっぱり計画の策定の費用を事前に用意しなきゃいけない。残念ながら市の職員では具体的なところは今の体制ではつくれません。かといって民間の方がボランティアでつくれるものかと、それじゃないです。ですから、そこをご理解いただきたいと。国交省の事業をはじめ経産省もそうですが、具体的に事業採択になってから細部の計画をつくるというシステムになっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○蒲生光男議長 7番、我妻 昇議員。

○7番 我妻 昇議員 時間になりましたので、終わります。

梅津善之議員の質問

○蒲生光男議長 次に、順位9番、議席番号2番、梅津善之議員。

(2番梅津善之議員登壇)

○2番 梅津善之議員 3月定例会一般質問最後の質問になります。お疲れのところとは思いますが、いましばらくよろしくお願ひしたいと思います。さらに、今までの先輩方の質問と重複する点が多々ございますので、簡潔な答弁のほうもよろしくお願ひしたいと思います。

では、東日本大震災から早いもので間もなく1年が過ぎようとしています。未曾有の災害は、きのうのように忘れられない大きな災害として私の心のあたりにも残っております。進まぬ復興にいら立ちを覚えながら、被災された方々の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、通告しております順に質問を申し上げたいと思ひます。

まず、長井市の防災計画についてであります。ただいま新しい長井市の防災計画を作成中で

あると思ひます。行政当局で考える大きな枠組みの部分と各自主防災組織、さらには消防団など地域と密接にかかわりあることが細部にわたってあると思ひます。大きな計画とリンクするように、各組織との話し合いも必要でないかと考えますが、市長、いかがでしょうか。その辺も含みでご答弁をお願いしたいと思ひます。

次に、空き家対策であります。きのうの赤間議員の質問にもありましたように、駅前の住宅兼店舗が雪の重みで崩壊したというのは皆さんもご存じのことだと思ひます。市内に空き家がどれくらいあって、崩壊する危険性も含めて、あるかないか、市としてどのように把握されているか。また、持ち主などに危険だからとか促すようなことをぜひしていただかないと、安全・安心のまちづくりにはちょっと危険を来すような事件でもありました。ぜひこの辺も含みで検討していただきたいものだと思ひます。

次に、火災報知機の設置についてです。

昨年11月30日、舟場地内で、12月の17日、花作で、そして1月の23日、十日町でと、市内で相次いで火災が発生しました。家屋だけでなく命までも失われるという大惨事でした。このような火災が二度と起こらないように、私自身も予防、消防に努めますとともに、火災報知機の市内の設置状況など、どのようになっているのでしょうか。今までも地区長会や消防団など共同購入を行って普及をしまいましたが、まだまだその普及率は満足のいくような数字ではないと思ひます。普及率も含め、鈴木消防主幹のほうにご答弁いただきたいと思ひます。

次に、地域農業マスタープランについてです。

平成24年度から新たな農業施策として人・農地プラン、地域農業マスタープランがスタートします。人・農地プランは、人と農地の未来の設計図だと考えております。今後、中心となります経営体、個人、法人、集落営農、さらには農地の集積を含め、兼業農家や自給的農家を含

めた地域農業のあり方を検討して、進めていきたいというプランであります。今も各地域に説明会などで市の担当職員が赴いていただいて、農業者のほうに説明をしていただいている最中と思います。農業者の反応なども含め、お聞かせいただきたいと思います。

また、地域農業のマスタープランを作成してのメリットとして、新規就農者に5年間150万円の支給があるとか、農地集積協力金として農地を提供していただいた方にも面積に応じて配分金があるとか、スーパーL資金が当初5年間無利子であるなど、地域農業のマスタープランをつくることよってのメリットがたくさんあると思います。しかし、地域でマスタープランをつくったからといって、その後の農業がうまくいくというものではないと思います。できたプランを活用して農業者や地域の方々が一体となって地域農業を支えていくような形がベストだと思いますが、その辺は農林課長、どのようなお考えでいらっしゃるか、ご返答をお願いしたいと思います。

続きまして、農用地の転用についてでございます。

私が住んでいる隣の地区で、恐らく20年以上も前になるとと思いますが、県道から離れたぽつんとした田んぼが農振除外転用され、その後数年間荒れていたようです。ようやくここに来て企業が誘致され、造成工事も完了し、いずれ家が建築されて操業に至るだろうと安堵してるところでございますが、市内には優良な農地が数多くありますが、無造作に転用され、放置されることは、我々農業者にとっても忍びない気持ちになっております。

そこで、農業委員会の事務局長にお尋ねします。農地の転用の許可の流れの基準や大まかなところ、そして3年前に農地法が改正され、農地転用が厳しくなったことについてお聞きします。長井市としてもコンパクトシティーを目指

し、さまざまな取り組みをしてるところとは思いますが、無造作な転用が見受けられるところもございまして、その辺ご説明いただきたいと思います。

最後の質問になります。今ある河川緑地公園の維持管理についてです。

当初、この公園は、もう20年も前のことだと思いますが、世界の花園構想といった壮大な計画を持ってつくられた公園だとお聞きしております。当時は、私、ちょうど農家を始めたあたりでありまして、予算もきちんとして、花の公園としてきちっとした管理をしていたと思いますが、現在ではフラワーボランティアを募り、市民の参加の公園となっていると思います。今までフラワーボランティアということで管理運営など植栽などしてきたと思いますけども、ここ数年の動向、フラワーボランティアの数などを踏まえ、まち・住まい整備課長に今後の公園の維持管理を含め、お聞きしたいと思います。

さらには、この定例会でも現在の公園の南側を緑地公園として計画がされておるようでございます。ぜひ慎重に地域の皆様とご検討になった上で、開発のほうを考えていただければと思います。

以上で壇上からの質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 梅津議員のご質問にお答えいたします。私からは、最初の長井市防災計画についてお答えを申し上げます。

議員からは、市が作成中である市の防災計画を、さらには今度、各団体等々で各組織に合った計画づくりを進める必要があるのではないかというようなご質問だったと思います。それにつきましては、議員のご指摘のとおりでございます。まず各団体のほうに素案をお渡ししながら意見を求めているところでございますが、これから重要となるのは、まだそういった計画の

中身についてのご意見をいただくようなところまでは至ってませんが、各地区の自主防災組織あるいは各地区長会の皆様から自主防災計画を逆に出してもらおうような、そういった手続も進めていかないと、市の計画はマスタープランでありますので、それにあわせて今度はそれぞれの団体や地区で、そういった災害時にどういう対応をするかということの打ち合わせ、あるいは常日ごろの定期的な訓練なども重要になるんではないかなと思っております。

なお、昨日の赤間議員のご質問等々でもお答えさせていただきましたけれども、空き家対策なども、こういった災害の対策として重要な視点だと思っておりますので、これらについても検討したいと思っております。

なお、これは今後の市としての考え方といたしまして、この計画をつくって、より実効あるものにするには、今、年に1回の市の総合防災訓練を行っておりますが、それと同時に、その防災訓練のあり方をどうするかということももちろんあるんですが、市民に注意を喚起する上からも、長井市防災の日みたいなものを設定しながら、市民に独自の防災意識を啓蒙していく必要があるかなと思っております。これは過日、西根の女性の皆様との意見交換会の中で、女性の方からのご提言などもいただいておりますので、なお検討していかなくちゃいけないと考えております。

あと、2点目の火災報知機の設置でございますが、現在、火災報知機については状況等について昨日お話ししましたが、これは議員からございましたように、総務課長ではなくて消防主幹のほうから答弁いたさせたいと思っております。

あともう一つ抜けておりましたのが空き家対策、また先ほどの高橋議員からは空き地も含めてということになるかと思っておりますが、現在のところは地区長さんからの相談ということで私ど

も把握しておりますが、やはり後手後手になりますし、地区長さんとか隣近所の方のご協力を得て、所有者もきちんと探さなくちゃいけないと。そして、基本的には行政で勝手にできませんので、またさまざまな所有者から、いろんな事情でできないと言われた場合も、市で代理で行っても、その請求はやっぱり所有者にさせていただかなくちゃいけないということもありますので、条例の制定等なども検討しながら考えていかなくちゃいけないというふうに思っております。

私のほうからは以上でございます。

○蒲生光男議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 ただいま総務課長ではなくて消防主幹ということでございましたが、空き家対策とか、そちらの部分もありますので、総務課長から答弁させていただいて、その後、消防主幹からお尋ねの部分について答弁いたさせます。失礼いたしました。済みません。

○蒲生光男議長 飯澤常雄総務課長。

○飯澤常雄総務課長 私から、空き家対策ではなくて、申しわけありません、組織とのお話し合いというようなことがちょっとございましたので、なおせつかくの機会でございますので、地域防災計画の目的とか性格、そういったものをちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

まず、この地域防災計画でございますけれども、この計画につきましては、一口で申し上げますと防災関係機関、これはかなり幅広く、いろいろございます。長井市だけではございません。NTTとか東北電力さんとか指定公共機関と呼ばれるものも全部あるわけでございますけれども、これらが処理すべき事務または業務の大綱を定めた長井市の防災に対する基本計画という位置づけであります。市長からマスタープランというお話がございましたけれども、これは防災に関する施策あるいは計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけたものということが言えるかと思っております。

+

各組織とのお話し合いということが出ましたけども、昨年末、12月中でございますけども、LPガス協会さん、NTTさん、それから東北電力さん、社会福祉協議会さん、それから主だったNPOの皆様、生協あるいはナウエルさんとか、市で協定を結んでるような団体さんも含めまして、この地域防災計画の素案をそれぞれ送らせていただいております。それぞれの関係機関のところで、言及のあるところの記載を特に抜き出す形でご検討あるいは点検、さまざまなご意見などもいただければというようなことをお願いをしております。

なお、消防関係につきましては、消防本部を通じて消防団の皆様にも行くように手配をしておりますので、もし手違いで直接行ってないということであれば、今後、残された時間の中でございますけども、いろいろやりとりをしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

私からは以上でございます。

○蒲生光男議長 鈴木 智消防主幹。

○鈴木 智消防主幹 梅津議員のご質問にお答えを申し上げます。

住宅用火災警報器の設置状況につきましては、平成23年6月の時点で、これは西置賜全体というふうなことでご承知いただきたいのですが、推定67.6%でございます。また、山形県では64.8%、全国では71.1%の普及率というふうなことでございます。

現在までの市としての普及の取り組みでございますが、平成21年度に長井市地区長連合会の皆様方、そして平成22年度には長井市消防団の皆様方のご協力でご購入を実施しております。それで、3,167世帯の方々に購入をいただきました。今後の取り組みといたしましては、未設置世帯の方々のご理解を得られるよう今後も周知を図っていくとともに、共同購入ができるよ

う、関係機関のご協力をいただきながら検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○蒲生光男議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 梅津善之議員のご質問にお答えをいたします。

地域農業マスタープランについてという中で、まず1点目ですが、農業者の反応についてということでございますが、地域農業マスタープラン、いわゆる「人・農地プラン」と言われておりますが、これにかかわります説明会については、1月27日に各地区の営農推進員、これは長井地区です。あと西根地区は実行組合長さん、あと農用地利用改善組合長さんを対象として開催いたしました。その際、農家の方々にお配りするアンケートの配布と回収をお願いしております。その後、2月以降でございますが、各地区ごとにこのプラン作成についての説明会を担当者が出席して開催しているところでございます。

今後は、アンケート結果を参考に各地区での話し合いを進めていただく中で、この人・農地プランを作成いただくというようなことになるわけでございますが、その際には策定するプランの集落の範囲をまず定めることが必要でございますし、農地の集積とか新規就農者の位置づけなどについても、そのプランの中にも含めることが必要になってまいります。各地区での説明会や農林課への質問などを見ますと、まずこのプランの中心となる経営体の農地の集積については、話し合いを進めるための期間が非常に短いというふうなこと、あとだれが中心となってこの話し合いを進めて計画づくりをしていくのかというふうな難しい面があるようにお聞きしております。

しかしながら、今回策定いたしますプランについては、今後変更が可能だというふうなことを説明申し上げまして、まず新規就農者がい

る場合や、現時点で集積可能な農地を掲載した計画をまずつくっていただくということで、新規就農者とかに対する交付金、これは5年間150万円ずつ交付されるわけですが、そういったメリットとか、農地の集積にかかわります出し手と受け手の両方に交付金が交付されますので、そういったことを説明しているところでございます。特に新規就農にかかわります交付金できたというようなこともございましょうが、新規就農にかかわります問い合わせが多くなっておりまして、現時点で5人を超える方からこの新規就農にかかわる交付金を受けたいというふうな申し出がございます。

農林課といたしましては、できる限り新規就農者への支援を進めてまいりたいと。そのことが、現在の長井市の就農者の平均年齢66.2歳でございまして、それをより少しでも若くしていきたいというふうなことで取り組んでまいりたいというふうに考えております。

続いて、作成後の方向でございまして、人・農地プランと申しますのは、今先ほど申し上げたように話を進めていただいておりますけれども、その中で3月中に原案を出していただくというふうをお願いをしているところでございます。その後、JA、農業委員会、大規模個別経営とか法人経営者、集落営農代表者など、まだ具体的なメンバーは決まっておりますが、こういった方々で構成いたします市の人・農地プラン検討会でご検討いただきまして、その意見を踏まえまして人・農地プランを作成することになります。

国の方針は、いろいろ報道されておりますけれども、土地利用型農業については平地で20から30ヘクタール、中山間地域で10から20ヘクタールの規模の経営体を対象とする農業を目指していくというふうにされております。市といたしましても、その方向性をもって計画を見直していかなければならないというふうに考えてい

るところでございます。

あわせて、農地の有効活用、農家所得の向上を目指す上では、稲作や大豆などの土地利用型農業だけではなく、園芸作物の振興が非常に重要だというふうに考えております。市といたしましても、サクランボを中心といたしました果樹の振興、トマト、イチゴなどのハウス作物の振興とともに、平成24年度からは重点作物といたしまして行者菜の生産拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○蒲生光男議長 渡部政明農業委員会事務局長。

○渡部政明農業委員会事務局長 梅津善之議員のご質問にお答えいたします。大きく2点についてご質問をいただきました。

初めに、農地転用の際の許認可の流れと基準の概略についてお答えいたします。

農地法では、農地をその営農条件及び市街地の状況から、農用地区域内にある農地と農用地区域以外の農地で良好な営農条件を備えている農地、第1種農地。市街地の区域内または市街地の著しい区域内にある農地、第3種農地。第3種農地に近接する区域、その他市街地化が見込まれる区域内にある農地、第2種農地に区分し、それぞれの区分に応じた許可の基準を設けております。

長井市では、長井農業振興地域整備計画を定め、農用地等として利用すべき土地として農用地区域を設定しております。農用地区域内の農地は、一部の例外、土地収用法認定事業、農業用施設、一時転用を除いては転用することができませんので、その区域内の農地を住宅や工場等の建物、資材置き場、駐車場など農地以外の用途に転用するときは、転用事業計画者の申請により、長井市が農用地利用計画を変更、通称農振除外と言っておりますけれども、その後に農地転用許可申請を行うこととなります。

農地転用の許可申請があった場合、農業委員

+

会では、申請地が農地区分の第1種農地、2種農地、3種農地のどの区分に該当するかを判断し、それぞれの区分の許可基準に該当するか否かを判断いたします。また、農地区分に応じた許可基準のほかに、周辺農地への支障を及ぼすおそれがないか、他法令の許認可の有無、関係権利者の同意の有無、資金計画、計画面積の妥当性等を総合的に審査し、意見書を付して知事に提出することとしております。県では、山形県農業会議常任会議員会議に諮り、そこで許可決定となります。

次に、2点目についてお答えいたします。平成21年12月の農地法等改正により、農地転用規制が厳格化されました。幾つかありますが、今まで許可不要であった学校、病院等の公共転用も許可の対象となったこと、また第1種農地の集団性基準が厳格となり、おおむね20ヘクタール以上から、おおむね10ヘクタール以上に引き下げられたこと、さらに第3種農地の該当基準が厳格となり、これまで水管、下水管、またはガス管が埋設している道路の沿道の区域であったものが、水管、下水管、またはガス管のうち2種類以上が埋設している道路の沿道の区域になったことなどです。農地転用においては、これらの手続を踏んで許認可されておりますので、不法転用はないと考えているところでございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 梅津善之議員の質問にお答えを申し上げたいと思います。

ご質問にあった最上川河川緑地公園につきましては、平成10年に供用開始している公園でございます。主な施設としましては、多目的広場や花壇、噴水、多目的グラウンド、ゲートボール場などがあります。それらの維持管理として、花壇につきましては、フラワーボランティアとして市民の皆さんや団体等を募り、花苗の植栽から管理までをお願いしているところでござい

ます。その他の多目的グラウンド等については、それぞれの団体で管理をいただいております。

平成14年度からフラワーボランティアの参加を募りましたが、参加状況でございますが、平成20年がピークで30団体534人でございます。その後、減少してございまして、平成23年につきましては、22団体394人です。特に園児数や団体の減少に伴って、参加人数も減少傾向にあるところでございます。今後とも、フラワーボランティアとしてご協力いただく方や市民の皆さんのご意見も伺いながら、限られた予算の中で効率的な維持管理に努めていきたいというふうに思っております。

また、新たに整備を予定しております最上川河川緑地公園の維持管理につきましては、長井市の顔としての観光拠点施設でございますので、関係機関、関係団体や市民団体のご協力をいただきながら、維持管理に万全を期したいというふうに思っております。以上でございます。

○蒲生光男議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 それぞれ答弁ありがとうございます。

では、今の河川公園の維持管理について、もう一度浅野課長にお伺いをしますが、非常に私、思い入れのある公園でございます。当初、世界の花園と言われまして、私がちょうど花づくりを始めて間もないあたりだと思っておりますが、公園ができて、さまざまな花を植えて公園にしていくなだという構想があって、長井市としても、フラワー友好都市でありますとか各地域の花を植えて公園として活用していくなだという構想があったと思います。

それが時として予算もない、行財政改革の一環の中でボランティアを募って市民に参画いただくような花壇になったという経過でありますし、ただいまの説明の中では、ボランティアも若干減ってきているという状況にあるということ

です。できたものをやっぱり維持管理を長い間
して行って、今は水まつりでありますとか花火
大会など、その会場をもってさせていただい
ているわけですが、ぜひ市民が納得できるよ
うな公園に市民の協力のもとになって行って
ほしいなという私の思いもございます。

もう一つ、管理するに当たって、地域の方
なり、さまざまな団体、当然青年会議所であ
ったり利用組合だとか諸団体にお声かけを
して花を植えていただいているわけですが、
そのようなことをもっと積極的に進めてい
かないと、今後でき得るであろう公園なん
かも管理運営には相当大変な思いをするん
ではないかなという心配するところござい
ます。その辺について、浅野課長、もう一
度お願いしたいと思います。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申
上げます。

24年度に測量と設計を予定しております。
その中で前半部分については基本的な設計
を市民のご意見を伺いながらまとめていき
たいというふうに思っていますので、当然
今、梅津議員から上げられました団体等につ
いても、検討する委員会を立ち上げるつも
りでありますので、ぜひ参加していただき
て、いろいろご意見を伺いながら市民の憩
いの公園となるような公園づくりをして
いきたいと思っておりますので、今後とも
よろしくご指導をお願いしたいと思います。
以上です。

○蒲生光男議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 ボランティアを募
って今後もいくんだという方向性について
は何となく理解できるわけですが、宿根草
を含め、できるだけ手のかからないものを
たとえ植えたとしても、面積なり規模が半
端でないというのを私自身思っています。
今ある公園でさえも、例えばサッカーの
グラウンドも周りには花壇があったりして
、そこがサッカーのチームのお父

さんやお母さん方がボランティアで花を植
えていらっしやったりするという状況があ
ったり、以前はまだまだあの花壇が広くあ
ったものを芝生みたいな種と一緒にしたも
のをまいて、花壇でない、ただの雑草とい
う言い方は大変語弊があるんですけども、
そういった管理になっていますし、グラ
ウンドカバーであるヒメイワダレソウなん
かも一部植えられている箇所もあつたり
して、そこもじゃあヒメイワダレソウが
きれいに咲いているかということ、決して
そうでなくて、雑草のほうが多かつたりす
るということがございます。

先ほど市長のお話もありましたけども、
手をかければかけただけ立派な公園にな
るんだというお話もございます。多くの市
民の方に理解できるような説明が必ず必
要だと思いますし、そういった中で進め
ていただかないと、必ず後々大変なこと
になるのではないかなと思っております。
ぜひその辺は十分に考えた上でご検討
いただきたいと思っております。済みませ
ん、もう一度お願いします、課長。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 ただいま
ご指摘いただいたことを十分に踏まえま
して、今後の設計、維持管理に臨みたい
と思っておりますので、よろしくお願
いします。

○蒲生光男議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 続きまして、農
用地の転用についてです。先ほど農業
委員会の事務局長から転用についての大
まかな概略の説明をいただきましたが、
地域の農業委員が例えば認めたところ
であれば転用もやむなしという考えであ
ったり、隣と隣は田んぼなのに、そこ
だけぽつんと宅地であったり工場が出
たり、県道から離れていて、ずっと
その農道を通っていかないとそこ
のところに行けないようなところも
転用なされてるようなところも見受
けられる節があります。転用するの
が悪いということでは

なくて、大まかなくくりというか、ここはじゃあずっと住宅地にするんだとか、ここは工業団地にするみたいな大きなくくりをしていかないで、無作為に点々と1枚ずつ転用がなされていくというのは、農家にとっても、そこを利用する人にとっても非常に苦勞するようなことだと思います。そういったことのないように、ぜひ大きな目線で転用の考え方を考えていっていただきたいし、各農業委員になられてる方も、そういった面でご検討をしていただいて、転用なんかをスムーズに進めていったり、農地の集積などを進めていっていただけるような方向を持っていただきたいなと思います。その辺について、局長、もう一度お願いしたいと思います。

○蒲生光男議長 渡部政明農業委員会事務局長。

○渡部政明農業委員会事務局長 お答えいたします。

農地転用の際は、先ほども申し上げたんですけれども、長井農業振興地域整備計画が市のほうで定めなければならぬわけですので、今後、その計画の更新時期の際には、そういうところを反映できるように、農業委員会としても意見を述べていきたいというふうに思っております。以上です。

○蒲生光男議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 ありがとうございます。ぜひそのようにしてスムーズに進めていっていただきたいものだと思います。

続きまして、地域農業マスタープランについて農林課長にお伺いします。先ほど新規就農者5名もいらっしゃるということで、マスタープランも3月以内に作成して、4月から新規就農者がスムーズにできるようにと、私もそのように考えて協力したいなと思っております。ただ、どうしてもマスタープランの地域地域のくくりについてでございますけれども、例えば当平野地区という大きなくくりでつくったりすると、後継者がたくさんいたりします。逆に他の地区で

は、だれもいなかったりする地域があったりするということ、ここは例えば長井市全体としてマスタープランをつくるというようなお考えとか、そういうことはないでしょうか。

○蒲生光男議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 あくまでも現時点のお話ということでさせていただきたいと思っておりますけれども、各地区での説明に向いた中でのお話の中では、致芳地区は地区としてつくっていきたいというような意向、あと例えば今泉地区では今泉地区としてつくりたいと。あと長井地区では長井地区と、中央地区でございますが、そういった形で。あと西根地区では、ちょっと西根地区としてするのか少し分けるのかというようなことでまだ悩んでおられると。あと平野地区では、地区というくくりで行いたいというふうな意向を持っておられるようでございます。ここは今後移動といいますか、少し変わる可能性は残っているということをご承知おきいただきたいと思っております。

ただいま市全体でというお話もございましたが、市全体となりますと非常に大きな事務量というふうなこともございまして、それよりも、ある意味では小回りのきく単位といいますか、そういった中でされたほうが、今後例えば見直しというようなことは当然相当出てくるわけでございますので、そういったことを踏まえましても、そのほうがいいのではないかなというふうに考えているところでございます。

○蒲生光男議長 2番、梅津善之議員。

○2番 梅津善之議員 じゃあ、わかりました。それは地域ごとで。私もそのように思うんですが、どうしてもマスタープランという大きな受け皿という考えに立ってしまうと、さっき言われましたような事務量ということがあって、地域地域でつくるマスタープランというのなかなか大変だなんていう話もお聞きします。ただ、本来であれば、もっと小さなくくりでつくって、

後継者の支援であるとか地域農業の推進というものを本来ならば図るべきだと私は思うんですけども、なかなかそれができないという現状にあるのも現実だと思っております。

さらに、どうせマスタープランをつくるということであるならば、もう一步例えば地域に踏み込んで、さっき課長からも答弁がありましたように、具体的な園芸作物なんかもご提案しながら、地域の農業のこれからをみんなで本当に地域の人で語って歩くんだというものとして残していかなきゃいけないと。今後の後継者の育成なり農業、農用地の利活用も含めて、地域全体として本当の意味で語っていかないと、農業なり農地が荒れてくるという現実もあると思います。ぜひその辺も含みで説明なり、今後マスタープランを進める上でご検討いただければありがたいものだと思いますが、いかがですか。

○蒲生光男議長 那須宗一農林課長。

○那須宗一農林課長 梅津善之議員のおっしゃるとおりだというふうに思います。このたびの人・農地プランにつきましては、土地利用型農業、先ほども申し上げましたように、水稲、大豆、麦等を対象とした農業が想定されているわけです。長井市全体を考えると、農地の有効活用とか利用というふうな面を考えると、土地利用型農業だけで農地が守れるのかといった場合は、決してそうではありません。プラス先ほど申し上げたように畑作、野菜、果樹などの作物をうまく組み合わせなければ農地は守っていくことができないというふうに考えております。

そういった中で、JAさんのほうでも非常に園芸作物の振興という部分については力を入れておられますし、私どもと一緒に園芸作物の振興にかかわります説明会なども実は開催しております。そういった取り組みの中でいえば、昨年度には、多分議員もご存じだと思いますが、枝豆の生産組織などもこのたびできましたし、

そういった意味で広がりが増えつつ出てきているのかなというふうにも感じております。ぜひ今後ともご指導いただきながら、私どもとしても取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○2番 梅津善之議員 以上で終わります。

○蒲生光男議長 以上で一般質問は全部終了いたしました。

散 会

○蒲生光男議長 本日はこれをもって散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 2時44分 散会

+